

20
七
1

明治三十一年十二月二十六日發行

明治三十三年三月二十二日發行

大印

改教時報

第二十七號

次 目

社 説

◎同盟會今後の方針

論 説

◎感化法案に就て

安達憲忠

雜 録

◎宗教法案議場の光景

◎東京市養育院

附 録

◎全國佛教徒諸君に警告す

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

社 會 報

政教時報第二十六號目次

● 宗教法案反對意見

● 全國佛教徒大會記事

● 妙心寺會議等

本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
- 一、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せず
- 一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料

● 廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢

一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事

一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

明治三十三年三月十九日印刷 發行部編輯人 清水朝太郎

明治三十三年三月二十日發行 印刷 清水朝太郎

政教時報

同盟會今後の方針

昨年十二月九日宗教法案貴族院に提出せらるるや、法案の精神佛教の爲めに大に不利なるを察し、直ちに檄を草して之を全國佛教徒諸君に警告せしに、護法愛國の諸士猛然として奮起せられ、涙を灑ぎて法城危急の難に赴き、一月二十一日全國の同志一萬人は一堂に會盟して國家及宗教に殉ずるの覺悟をなしたりき、今にして之を思ふ吾人自己の力を以て爲したるにあらざる、佛天は冥々の間に吾人をして斯教の爲めに行動を爲さしめ賜ひたるものにあらざるを得むや、幸に全國佛教徒諸君の熱誠は佛天に貫徹し遂に否決の結果を見るに至れり、今や吾人は諸君と共に佛天の冥見を仰ぎ、今後の行動につきて大に盟はざるべからざるものあり。

抑々今回吾人が主張したる所の要點は特に新奇なるものにあらず、本末制度といひ、公法人と云ひ、教宗派取扱の區別と云ひ、何れも事實に於て從來既得の位置若くは特權にして決して之を拒絶すべきものにあらず、而して政府が容易に之を肯んせざりし所以のもの、外交若くは幾多の事情存せしに由ると雖、結局其實の名に沿はざるものありと考ふるに職田せずむはあらず、是佛教者が靜座冥想を要すべきの所、若し吾人の主張するところ、積極的にして其要求過大なりとせば止むを得ざるものあらむ、然れども單に既得の位置と特權とを

保持するが爲めに全力を傾注せざるを得ざりしは豈に遺憾に堪ゆべしや、人或は今回の結果を以て佛教徒の勢力あるを嘆ず、然れども吾人は消極的に辛ふして舊方の位置を保持し得るを以て佛教の勢力と稱せらるるに至りては、其所謂勢力なるもの知るべき而已、由是觀之、將來完全なる宗教法案を大成し、吾人の主張を貫徹せむには、先づ實力を顯はし、先づ社會をして吾人が主張する位置に適當なる實の存在することを知らしむるにあらざるは、恰も是れ春耕せずして秋收めむと欲するが如けむのみ、何の時か完全なる宗教法案を成立せしむるの期あらむや、

抑、今回法案の提出せらるるや、吾人全國佛教徒が蹶起して法城の難に赴きたるもの、恰も火を救はむか爲めに一時の危急に應じたるのみ、たゞ一旦之を消し止めたりとて決して他に誇るべきにあらず、自身自家の難を救ふ固より當然のみ獨り自家の難を以て對岸の火災視せる輩の如きは言語道斷沙汰の限りにあらず、今後は各宗一致して此の如き火難を招く所以のものは抑、平常火の元頗る不要心たりしを察し、自策自勵之を警戒するにあらざるは、炎々たる大火は遂に法城の樓閣を灰燼に委するの時あらむ。蓋し、今回の事、世人か佛教者に同情を寄たるもの多き所以のものは佛教者か自家頭上の火を拂ふを見て坐視するに忍びざるを以てなり、然れども此の如き平常不要心をなして、再三火を失し、屢々世間を騒かすことあらば、誰か其不要心の罪を責めざるものあらむ、請ふ過去を回想して、佛教徒か如何に火の元不要心たり

しかを顧みよ、昨年巢鴨監獄事件の落着いたるとき吾人は如何なる文句を以て盟ひたりしか當時吾人は實に左の言語を以て全國に警告したりき

人云々佛教徒は最も健忘の性を有すと、數年前北海道集治監に於て基督教々誨師任用の事あり、社會は遂に之を容れさりしなり、當時佛敎者は一時多少覺醒の感ありき、然れども所謂喉を過ぎて熱を忘れ、茫として其天職を竭さず茲に再び巢鴨事件あり、實に是佛天は全國佛敎徒の懶眼を擡起せしめ賜ひたるもの、吾人は斷言す、若し今後にして其天職を恪守せずは、今後至るべき大震雷は全國佛敎徒の腦天を震撼するものあらむ

果然宗教法案は全國佛敎徒の腦天を震撼するの大震雷たりしにあらざるや、吾人は記して此に至る、悚然として恐懼措く所を知らず、屢々佛天の警誡を輕んじたるの罪大なるを自覺せずはあらざる、然らば吾人全國佛敎徒何を以て今後を警めむ他なし綱領第六に曰、社會問題を講究して、慈善事業を起し社會の改善を企圖する事と、是實に吾人か最も用心すべき第一義にあらざるや、而して慈善事業數多ありと雖、刻下吾人か目前に提出されたる一問題あり、即代用感化院設立是れなり是即ち本號特に附録として、世人の注意を促し將來の方針として提起したるもの、實に此問題は社會か佛敎者の實力を、試験するの要具なり、又佛敎者も從來社會區外に除去せられつゝありし潛勢力を顯現すべき好機會なり、若し此問題にして成功せむか、佛敎者か國家に對して特種の位地を主張する

の實あるを示すものなり、若し此問題を忽にして他敎徒に、着を輪するが如きことあらむか、恰も是全國各地に巢鴨事件の再現したるものなり、由來基督教徒の如きは此種の問題に注意し、心力を用ゆると周到なり、佛敎徒たるもの警醒奮起すべき也一旦事あるに及ひ如何に聲を大にし他の救を求むと何の益あらむ

嗚呼代用感化院設立の問題は佛敎者の運命を左右する六道の辻なるものにあらずや、吾人感化院の設立に關する意見を公表し全國佛敎徒の注意し、各宗當路者の反省を促さむとす

先づ感化院の性質たる、事既に社會の改良に屬し精神的感化院を實現するもの、必ずや人類の心靈を修養し、品性を陶冶する宗教者の關係するに非ざれば、其奏功を完ふすべからざるもの切言せば宗教的と云ふも不可なかるべし、而して今回感化法案の公布されたる所以のものは彼の監獄費國庫支辨の結果により從來之に充たる地方税に餘裕を生ずべきを以て、之を以て感化院の經費たらしめむとするもの、吾人は頗る其當を得るを感ず、然れども既に地方税を以て其經費を支出する已上は國家事業たる固より論なし、乃ち國家事業にして宗教的性質を有するもの、恰も是れ全國佛敎徒か從來國家に對して有せる位地を確認せむとするに當り、先づ實地に之を顯はすの好問題にあらずや、抑、全國各府縣とも實際地方税を支出せる最大多數は既に佛敎徒にあらずや、故に事實として宗教としては佛敎信徒か之を經營するものとなるべきなり、然れども從來佛敎信徒たるもの、宗教として此の如き社

會事業に講究すべきことを自覺せざるが故に、自ら其經費を負擔し乍ら自己の經營せる事業たるを知らざるなり、故に吾人は切に望むらくば全國の佛敎徒たるもの、宗教として大に力を用ゆべきことを自覺し、大に之に注目し、單に國家事業としての觀察たるに止めずして、佛敎信者の體面を以て大に力を致されむことを、若し佛敎信徒として力を致さむと欲せば府縣の設立を待ちて地方税を支出したるのみにしては不可なり、須らく進みて之か設備を謀らざるべからず、此に於てや第四條に所謂代用感化院を設立せざるべからず、是代用感化院を主張する所なり

既に代用感化院を設立するの方針を立てたりと雖、其設立者に就ては尤に考を要するところあり、吾人は信す此の如き公共的國家事業に關しては多數の輿望に従はざるべからざるものなり、是第十四條に各府縣會に於て施行期日を決議する所以なるべし、故に佛敎信徒にして眞實に此事業を經營するの意あらば各府縣とも宗教としては佛敎者か關係するに異論なきのみならず、恐くは此の如くならずは輿望に協はざるべし、而して吾人か最も心配に堪へざるは佛敎宗派間に於て之が競争を初むの杞憂なり、從來監獄教誨の如きに徴するも其傾向なきにあらざるは斷して不可なり、吾人は飽進も各宗合同の方針をとり、各縣下の佛敎信徒は合同して同盟會を組織し、團體事業として代用感化院の設立に従事せむことを唱道するものなり、故に吾人は切に各府縣下の佛敎信徒諸君の奮勵を望む所にして各宗本山なるものも必ず此方針を以て之を策勵せ

られむことを望まざるべからず、萬一各宗本山にして之を宗派事業として獨占せむとするが如きものあらむか、必ず同一佛敎者間に於て忌むべき憎むべき顯象を生ぜしむ是益々各宗を分離せしむる所以茲に吾人は敎界の爲に未雨綢繆の言をなし各縣下に速かに團體を組織し佛敎信徒を合同して、之か設備に着手せられむことを望む

此の如く團體事業として之か設立を謀るも雖、直接に感化に關係するの人は必ず其器ならざるべからず、吾人は寧ろ此點に於て各宗本山に勧告するに之に適當せる人材を養成することを以てせざるべからず、抑、從來佛敎信徒に社會的思想の關如せる所以の者は之か感化に従事する僧侶自身之を缺けるに由らずはあらず、而して僧侶の之を缺く所以の者は、僧侶の教育上社會的知識を與ふるの方法完備せざるを以てなり、蓋し現今各宗派を通して社會感化の事業に當るべき教育を授くるの設備甚だ稀なり、唯大谷派に教導講習院あり、淨土宗に傳道講習院あり、何れも其組織稍整頓し漸次擴張せらるると雖、未だ一宗一派が社會感化の人材を養成するの學校としては頗る不足の感なき能はず、吾人は切に各宗當路者に勧告す今後教育方針を一變し其過半は此種の人材を養成するの機關たらしむべし、若し、各宗教競争せざるべからずとせば此人材教育の點につきて競争する亦可ならずや

此の如く全國佛敎徒及び各宗當路全力を傾注して、此の如く國家事業に盡力し、宗教的能力を盡さば、是實に宗教法案問題に於て主張したるところを事實上に於て顯現する者なり、

論說

蓋し從來宗教法に對する佛敎徒の主張に對して誤解するものは國家の保護を請求するの意なりと思へり吾人屢々之に對して寧ろ國家に對して宗教的能力を致さむとするの意なるを斷言せり、今や正さに世人をして本志を領解せしむるの機運に會す、我同盟會は之を以て今後の方針として飽迄之を鼓吹し全國佛敎徒諸君と共に其主張に應ずるの實を擧げむことを盟ふ、是實に宗教法案善後策として他日有終の美を濟す所以也

感化法案に就て

安達憲忠

佛陀の光明は信徒の信念に發動し社會各種の方面に顯はれて百般事業の上に光輝を放つべきものたるは勿論にして佛敎本來の面目より之を見るも歴史上の事實よりするも斯の如くなるべきは自然の數なりとす若し然らずんば假令堂塔都鄙に充滿し僧侶敎師幾十萬を以て數るの盛況を見るも畢竟是精神なき形骸のみ儀式的の宗教のみ豈活世界の眞佛敎と稱するを得べけんや特に我佛敎の信念が救濟事業及び感化事業に向て直接の發動を顯すべきは管に教義の精神に基くものたるのみならず宗教の起原に於て一大因縁の存するものあればなり之を釋尊の在世に徴するに佛舎衛國の祇樹給孤獨園に在して説教し玉ふもの甚多し給孤獨園とは須達長者の孤獨救濟所たりしなり而して此救濟所の如何なる有様なりしやは予輩淺識未た之を知るを得ずと雖も我聖德皇太子が孺孤獨園を移さ

れたりといふ我國佛寺の創始なる大坂四天王寺は悲田院(孤獨救濟所)療病院施藥院經田院の四院より組織せられしなり以て給孤獨園の有様を想像するに餘りあるべし斯の如く佛在世の聖蹟に依るも我國佛敎創始の事歴に依るも佛敎と救濟事業とは誠に是離るべからざる一大因縁の存するものあるを見るべし佛在世の聖蹟我國佛寺の創始に於て既に斯の如し爾來佛敎の蔓延と孤獨貧窮救濟の事とは徳川氏の治世に及ぶまで常に伴隨して相離れざりしは明瞭なる事實にして佛敎が斯る事業と相伴隨したるが故に國家に効益を與へたる事も偉大にして佛敎の盛衰も亦殆ど期る事業の伴隨せると否とに依るもの大なりしとのあるを知るべきなり然るに徳川氏の治世に及んで佛敎が社會の事業と離隔して殆ど形骸のみの盛況を持し以て今日に及びたるも亦事實にして其因て來る所甚深きとのありと雖も之を論ずるは本意にあらざるが故に今爰に之を論せず唯佛敎信念の發動が常に斯る事業に向て直接の働きを顯さるべからざる事と其佛敎の事歴に於て斯る事業は佛敎の盛衰に伴ふものたるを證すれば足れりと信するを以てなり又佛敎を以て感化事業の方面に向て觀察せば如何佛敎は唯是感化事業のみと云ふも不可ならん釋尊の經説深遠廣大なりと雖も八萬四千の法門其數甚多しと雖も皆是非人を化して人たらしめ人を化して天たらしめ乃至菩薩たらしめ佛たらしむる在るのみ滿教悉く感化事業に非んや今や救濟感化の二事を兼たる感化事業は本年の議會に於て決議せられ各地方に感化院の創立あらんとするの時に遭遇せり

我佛敎徒たるものは宜しく振て我佛敎の聖蹟を回復し我國創始の佛寺に法るの覺悟を以て此事業に従事せざるべからざるなり是誠に佛敎革新の一新時機なりと云はざるべからざるなり

感化法案を案するに感化院の機關に係りて犯罪豫防と犯罪救治の二個の目的を達せんと欲するものなり犯罪豫防に關しては予輩曾て孤兒を放棄したるの結果孤兒は乞丐となり漸次竊盜と變じ拘捕と化し強盜となり行旅病者となり人を害し國を損ふもの甚しき事實を調査し名けて乞兒惡化の狀況と題し有志者に頒布したる事ありき當時此種に屬するもの東京に凡五百人あるの概算なりしを以て大阪四百人京都二百人他の各縣を百人宛と假定して概算したるに(臺灣を除き)全國に五千八百人を得たりき此半數惡化して囚人となる者とすれば孤兒を放棄したるの結果年々二千九百人の罪囚をを出すの計算となり其罪質も亦最も忌むべき習慣犯罪者となるべきものなるが故に慈善の方面よりも寧ろ國家經濟上より拾置くべきものにあらざる事を痛論したり今感化院設置の旨趣は専ら斯る乞兒を收容して惡化を防ぐと同時に既に犯罪に陥りたるものをも此感化院に收容して善化せしめんと企つるものなり誠に國家の一大美舉と謂ふべし此舉は既に法律となりて地方の義務事業に屬したるが若し我佛敎團體が之を慈善事業として之を成し立せしむるに於ては國家に對する功績より見るも佛敎の精神より見るも凡美舉中の最大なるものにして檀波羅密の最第一たる者ならんと信す該法案第四條に曰く北海道及び府縣に

於ては其區域内に團體又は私人に屬する感化事業の設備ありて代用感化院を許す事を明記せり是我佛敎徒の宜しく奮て各地方に感化院を創設し地方代用感化院たる事を期し進では漸次基本金の増殖を謀りて終には地方税の支辨を離れて獨立自治のものたるに至らしめん事を期せざるべからざるなり今代用感化院となるべきもの種類を考ふるに凡四種なるべし一には己人が夥多の資金を投じて他の補助に依らず單に私立とするもの(例へば大倉喜八郎氏の商業學校、平沼專藏氏の貧民學校の如き性質のもの)二には有志者が發起して多數有志の補助に依りて成立するもの(例へば岡山孤兒院、留岡氏の家庭學校、原胤昭氏の免囚保護等の性質のもの)三には宗教團體又は慈善團體に依りて成立するもの(善光寺の養育院、福田會育兒の如き性質のもの)四には市町付の設立又は監督に依り私人の補助に依り成立するもの(例へば東京市養育院の如き性質のもの)此四種中何れの方法に依て成立するものと雖も其準備をして完全ならしめば皆以て代用たらしむるに支障なかるべしと雖も之を創立するに當り最も注意を要すべきは斯の如き永遠に繼續せざるべからざる事業にして其當局者に直接に利害なき事に在りては出來得る限り人に依りて盛衰興廢の憂なからしむるの方法を取らざるべからざる事是なり前に擧げたる第二種に屬するものは専ら其人に依りて興廢すべきものなるを以て之を興すも容易に其成績も亦善良なるべきは自然の勢なるべきも其人に依りて成立するものは其人

に依りて盛衰するのみならず、誤て其人にあらざる者の之に當る如き事あらん歟言ふに堪へざるの弊を生じ終に廢滅に歸するに至らん近年一人が特志者として慈善事業を起す者甚多きも朝に興りて夕に散するが如き枚擧に遑まわらず有志者が斯るものに向て投じたる義金は煙散霧消して終には眞正に起るべき事業に向て害を興ふる事容易ならざるを知るべし今回の感化院の如きも法律上代用を許すの明文あるが故に己人の特志者として他の補助を仰ぎて起さんと企つるもの各地に續出する事あるべきも願くは我信徒諸氏は此際一致の態度を取りて右の如き弊を避け團體組織となし一地方必らず一の感化院を創立し其代用たる事を期し我佛敎の革新時機を失する勿らん事を勸告して止まざる所なり

雜 録

宗教法案議場の光景

宗教社界の紛擾を醸し、囂然として天下の物議を招き、一たび信徒の激昂となり、人心の動搖を促したるものは何ぞや、前古未嘗有の大問題たる宗教法案是、該法案の昨年十二月を以て貴族院に顯れしより爾來特別委員の手に移り、六旬の日數を經審查討議多少の修正を加へて案は愈々議會最終の日を隔つ二日前(後に開期延長せり)即ち二月十七日を以て議事日程に上りぬ、此日天寒く風烈く、六花繽紛として地上に舞ひ降り、天候頗る穩ならず、車を驅りて上院に至れば門前既に警官憲兵を以て

嚴重に警固され、受付の雜沓はいはずもがな、傍聽席は早くも空席なく守衛はいとも厳しく其職を勉めぬ、聽て午前十時議事は開けぬ、政府委員席を見渡せば山縣首相を始めとして西郷、曾根、清浦、青木、桂、日本の各大臣小松原、斯波、平田、安廣等の政府委員並列し、議員席はいつになく出席せられ本期未嘗有の盛觀を呈したれ二三の議事を終へ愈々宗教法案の討議に入るや議場俄に動搖し光景たゞ事ならず、果然近衛議長は宣告して曰く、本案の會議を秘密會議に附するの要求あり依て討論を用ゐず賛否を採決すべしと、此時曾我子爵秘密に附するは法案全部なるや、將た一少部分なるや敢て提出者に問ふ、秘密要求者の一人岡部子爵は無論全部の意味なりと答ふ、村田保君は秘密會に付するの要なしと叫ぶ、議長採決に及て動議は少數にて敗れ、聽衆思はず愁眉を開き相顧みて欣々乎たり、是に於て侯爵黒田委員長登壇、委員會の經過及結果を報告して曰く、本案は前後十二回程の委員會を開き其間委員諸君は非常の勉勵を以て會議を開きしも何分政府提出の原案は疑義多く意味不明瞭にして條を逐ふて晦澁難解の嫌ありと云ふ議論生じ、從て修正説起り或は政府案の意味を明にするに止らず、神佛兩教及外教に對する取締を各別に規定すべしとの説もあり、或は此法案の根本に斧を入れて改竄するとは僅少なる日數にて十分の修正をなす能はず、今議會に於て急速に通過の必要もなき故次の議會迄政府は十分審査の上提出するも敢て晚きにあらずとの説を出すもあり、又一方の論者は此法案は左程の困難を感ずるものにあらず宗

教法と斯様に題して見れば宗教の教儀に立ち入り宗教の可否を論ずる様に見ゆれども、全體此法案は斯の如き性質のものにあらすして宗教の團體を法人にするや否やと云ふ法人組織に付て更に規定したる法律なるを以て、よく之を調査せば相當の修正をなし得るかたきにあらざるべしと云ふにあり、議論區々にして大體の評議未だ可否を決せざる内一種の説出で、特別委員十五名の中より更に五名の委員を選定し修正起草の事を委託せり、然るに五名の委員評議の結果修正起草は急速に議了の見込なしとの結局の報告を得たるを以て、起草委員の任を解き本委員會に於て審査を爲とに決せり、而して松岡君、吉川男爵、穂積君の三君より個人として五名の委員會に於ける修正案其者を現出されたり、最も都築君も委員の参考の爲に一個の修正案を提出されたりとも本委員會にては松岡君外二君の案を元にして審議するとに決し、此松岡君の案、即ち今日諸君に御報告の修正案と云ふものは松岡君外二君の起草に基くものなり云々夫より逐條修正の理由を述べ、細網に渡り縷々數千言説明を盡くし終りに委員會は第十三條の免租の規定を始め大體に於て不明瞭を免れざるにより、本案全部を否決すべきの説起りしも結局可決すべきものとなりと決しぬ、故に本案は主として松岡君外二君の起草せられたるものなれば、御質問の諸君は松岡君其他政府委員より答へらるゝことし述べ壇を下りぬ、

右委員長の報告了つて最初に質問の矢を放つものは加藤弘之氏なり、博士は曰く、第一章第一條の教派宗派の區別に付て

は明了なる差別なきを以て耶穌教は教派に屬し佛敎は宗派に屬することなるや其差別如何、同く第一條に於て「又は宗教上の儀式を執行するを目的とし」とある「又は」と云ふを見れば宗教を宣布せずして唯宗教上の儀式の執行を目的とするか如く見ゆ、次の第二條の「又は」といふ下も是と同一なりや否や、第十五條の十項の教區の區域を問ひ、二十七條の規定に付て尤も疑問の起る處にして今日外國人の教會所にして其尤も大なるものは駿河台のニコライ會堂、神田の佛蘭西の教會堂なり此等は此法律にて如何なる處分を施すや、教師は日本臣民に限るを原則として特に認可を與へて外國人を許すべしか、又は治外法權を撤去したる今日に於て外國人の設立したる教會所此法律を以て監督以外に措かんとするか、次に第二十九條に於て教師の公然政治に關係するを得ずと規定せるか然らば隱然政治に關係するは敢て差支なきや、公然と云字か明ならずとて數個の質問を擧げぬ、次に村田保氏も質問ありとて述べて曰く、諸君も御存じの通り此法案が議會に上りし以來此宗教社會の騷擾は一方ならぬ動搖を來し、御同様に日々殆ど毎日の様に書翰或は雜誌新聞等は數十通郵送し來り各宗派の奔走尤も激烈の次第なるか松岡君は果して宗教社會の一般に希望する要點を採用して修正せられたりや、且つ修正案の最も要點なる處は如何なる個條なりや、而して政府は其修正に同意したりや否やを問ひ、進て日本の宗教社會は此取締の爲めに嚴罰を受くることなきや外國人の教師は寛大に過ぐるることなきや如何を質せり、

●松岡氏先づ第一番に加藤氏の質問に答へて曰く、教派は御解釋の通り無論耶蘇教も合入の積りなり、宣布し又はと云ふ字は儀式を執行するもののみにて、矢張宗教團體と認めざるを得ず、猶教區の事に付ては現今の各宗の宗制中にも大小區を記別し居れり、又教會の事は多分日本人の名の下に存立し其中にも外國の宣教師は澤山居らる、事なるべし併し此法律は外國の宗教は一切取締をなさいるも日本に於て宗教を宣布するもの此の法律に依りて支配するなり、公然と隠然の差別は裁判處構成法にも此通りの文字ありて裁判官は隠然政治に關與することを許可せざると同一なり云々と更に村田氏の質問に答へて曰く、

●村田君の申す如く何分多數の事故悉く其希望を容れたるにあらす大略は略して閱讀せざるものも澤山あるか各宗管長總代よりの書類は重要の者と考へ十分閱讀して其希望の然るべき點を採用したり、徴兵猶豫の事は結局委員會に於て否決となれり、政府は凡て此修正案に同意をなしたり、外國人は寛大との御尋ねなれ共外國人は從來公然之を認めたるに非ず且條約實施以後日淺きを以て以前の如く默許の姿ならむと想像せらる、況して外國人の寛大なることなし、即ち宗教は宗教の取扱方として決して特別に寛大する理由なしと答へたり次て

●兒玉淳一郎氏は頻に質問を放ちぬ第一各宗教家が國家の干渉監督を受くることなくして宗教組織の自治を許す精神なるや、第二既に然らむか宗教の力を藉りて國家の政治に妨害する者止め宗教社會の自治體に委任するや、第三維新以來宗

教の事に付き條約の明文あり此條約の事は法文中に含れたりや、第四宗教とは耶か佛か神道か或は「モハメット」か猶太教か何れの宗教を指すや、其等の人が日本に來り宗教體を組織することに於て之を許すことは此宗教の中に合入せらるゝや否や、第五教師と云ふ字は如何なる宗教にても宗教を宣布する人を指すや、第六法文中に財團の字あり財團ある以上は代表者なるべからず此代表者は宗教を宣布せざるも代表者の中に合入るゝや、第七何れの宗教も一視同仁の處置なりや、第八法文中に宗教の結社を規定しあれども其方法は甚だ不明なり、日本人と外國人が相互に結社することに付何れに規定したりや、第九内國に於て内外人相合し宗教の結社をなしたる場合其外教の本山若は其宗教の最上權を有するものに對し、内地の結社より社名を以て信書の往復を許すや否や、右の九個の質問に對し松岡氏は一々之に答へて曰く

- 一、憲法第二十八條に觸れざる限り宗教内部の組織の事は自治に任し政府より干渉せざるなり、二、無論國家の政治の妨害せざる限り信仰の自由に任す精神なり、三、此法案は凡て宗教を取締る事に付規定したるを以て殊更に條約の明文に付き規定せざるなり、四、宗教とは一切の宗教を包含するなり、五、教師とは何の宗派を問はず凡て宗教を宣布し其儀式を執行するものを云ふ、六、財團の代表者は宗教を宣布するものなり、七、一視同仁宗教に差等を付することなし、八、結社をすることは内外人共に區別なし、九、文書往復云々の事は本法に於て別段規定なし、右答辯終るや

●宮本小一氏は委員長に質問ありとて曰く、修正案第十三條の地租免除は何等の理由に基くや、且つ從來の教會をも此免租の中に包含さるゝや猶寺と云ふことに付ては日本今日の習慣によれば埋葬地の有するものは寺にして然らざるものは即ち教會と稱し寺の所在地は必ず埋葬地を附することなるや否やを伺ひたし

●黒田委員長答へて曰く、本員は此案全部に付て反對の意志を有するものにして殊に第十三條の如きは全然削除すべきなりと思ふ、委員會にては宗教は教育と同しく公益上より免租の必要ありと云ふ理由に基きたるなりと考ふ、埋葬地云々の事は政府員に向て質問せられたし一個人としては本案に反對たるものなりと答へ議事は愈々蕪境に入らむとして

●議長は午時休憩の命を傳へぬ、時に午後零時三分此間傍聴席の混雑言はんかたなし

●午後一時再開會、此時會我子爵起立して曰く、委員會の修正案は大體上政府案と同一なるを以て、議事進行の爲め質問に對する答辨は政府委員其衝に當らむことを望むと

●果然質問は矢の如く續發し就中第二十七條の教師の件に付政府委員を追究し殆ど顔色なからしめたるは氣の毒にも亦憫れなりき、今少しく之を摘舉せん

●加藤弘之氏更に問を發して曰く先刻質問したる二十七條の教師云々の事は一向に要領を得ず、「ニコライ」の會堂、佛蘭西の教會の如きは決して日本の品物にあらずして、外國教會に屬するものならむ、然るに二十七條は「日本臣民に限る」と

云ふ規定なるを以て是等は九て此法律以外に置かんとする主義なるか最も「特に認可を得たるものは此限に在らず」とあれども頗る怪むべき點にして此法律を以て支配せざる精神なりや否や、

●松岡氏之に答へて曰く、外國人が日本内地にて寺を設け教會を造るときは此法律により取締をなし保護をなす考なりと更に政府委員

●斯波淳六郎氏も同一なる答辨を繰り返へせりこれより、政府委員と押問答をなし頗る奇觀を呈せり、曰く、「ニコライ」會堂フランス教會は二十七條に對して如何にすべきか、曰く教師は日本臣民に限るとあり外國人は勅令を以て之を許す主義なりや、政府委員斯波氏之を受けて曰く其等の會堂は各個の事に付處分すべし、曰く日本臣民に限るのが原則にして唯特別の場合認可を得て外國人も教師となることを得る規定なりと答ふ

●谷子爵は右の問答を引受けて曰く、認可を得ずして依然として自由に布教に従事するものは此法律に従ふ必要なきにあらずや政府委員曰く、認可を得ざるものは即ち廿五條に云ふ教師と認めざるなり、然らば教師と認められずして依然として布教に従ふものは如何にすべきか、曰く其時宣布の方法か悪しきときは之を取消さしむ個條か第十條に規定せり許可を得ず教師とも云はずして耶蘇教の道德を以て同胞に示すと云ふときは如何なる取締をなすべきや、曰く此廿七條に付ては判然たる規定即ち第四十條の罰則により十分なる取締をなさ

ん、教師の事に付ては殆ど十数回の押問答を重ねるも議論尙
盡さず此時

●曾我子爵もさびしくや想ひけん横槍を入れ政府委員を追究
して曰く、教師にあらすして説教をなし得るや否やを説明あ
らば何等の疑問起らざるへし、斯波政府員曰く、教師となる
には二十七條の規定による外なし二十七條を犯して教師とな
るものは第四十條によりて處分をなし、其以外に於て一時一
遍宗教を宣布したるものは第十條によりて取締るなり、曾我
子爵は其答辯に満足せずして曰く教師に屬し説教をなすもの
を取締ることは固より明なれども教師にあらすして、説教を
なすものは如何にすべきか一遍二遍と度敷を云はるゝも一遍
出来るものは百遍も出来る事にあらすや而して政府委員の答
ふる處前答辯と同一にして少しも要を得ず曾我子其答辯を
求むると愈々急にして斯波政府委員は益々逡巡答ふる處を知
らざるか如く僅に一遍は出来るも答ふ曾我子すかさず二遍は
と斬り込むや、滿場ワット噴き出し實に滑稽の極みなりき、
而も質問は是に止まらずして馬屋原、森山、尾崎、兒玉、村田
の諸氏交々起て質問し、質問は質問と相混し、甲の聲と乙の
言と相和し、從て甲座すれば乙起ち丙踵き丁叫び議場騒然宛
として鼎の沸くか如し政府委員殆ど答辯に苦しみ有力なる質
問も大半は騒然の裡に葬られぬ、政府の答辯多く曖昧にし
て要領を得ざるを以て反對派の氣焰益々高まり議場の活氣は
一層を加へ政府委員を翻弄し來りて議論いつ果つべしとも見
えざるなり

●此時木曜會の西五辻男爵は早くも議長と呼び質問終局の動
議を出せり、賛成々々の聲は場の四隅より起り案を叩き足を
踏み置然として院を動す斗りなり、採決の結果大多數と宣告
せられ是より討論に移りぬ

●曾我子爵悠然として壇に登りぬ、本案反對の曾我子は徐に
議場を見渡し諸君と叫び其反對の理由を陳述して曰く
此案は非常に重大にして且つ宗教上の事は我國にては千年
以上の歴史を経て變遷し來りしものなり之を十年或は二十
年の新宗教と一朝法律として同一規定の下に之を律すると
は頗る困難なる問題なり殊に宗教は人の精神を支配し感情
に關するものなれば倉卒の間に之を規定するとは宜く一考
すべき事なり、此法案は恐くは帝國議會開會以來の不備難
解なる法律にして本員も委員の一人として此案の調査に従
事し先づ第一條「公」に云ふ字を政府委員に質問したれ
ども明瞭の答を得ざりし、而も政府委員は初めは原案維持
を取りて動かざりしにも拘らず全然變形したる修正案に全
部賛成を表したるは實に初は脱兎の如く終りは處女の有様
にして孫子の兵法とは轉倒したるものなり、政府は此案に
付議了を急ぐを以て何か政治上云ひ難き事柄あるかと思ひ
秘密會議を要求し其説明を求めたれども何等必要の點を發
見せず、秘密會は殆ど無効に歸せり、本案不満足の點多々
あれども今一々之を列擧する時間なし茲に最も不同意の點
を擧げて少しく論せん、第十三條の免租の事に付ては絕對
的反對の意見を有するものにして今日既得權のあるものは

其儘として今後續々新宗教の起るに従ひ悉く免租するとは
殆ど無制限にして到底なし得べからず、尙第四章の教師の
制限に付ても先刻谷君の質問ありし如く第二十七條の規定
は實行し得るものにあらず實行し能はざるものを強て實行
せんと欲せば種々の障礙起らむ、法律を發布しながら實行
の効を奏せずは是れ國家の耻辱にして斯かる案を可決通
過せんと欲せば其責は諸君之に任せざるべからず、依て今
日之を決するの急なき故重大なる事件を重大に處する爲め
延期の意を以て否決せられんとを希ふ云々

以上は其略に過ぎざれども議論簡にして一々肯綮に當り鋭
鋒容易に當るべからず子爵の壇を下るや

●穂積八束氏登壇賛成の演説をなして曰く

本員は此宗教法案が成立するとは急務とするものにして先
づ第一立法制度上より之を必要とするの理由あり、何故に
立法制度上より必要とするか云ふに憲法の信教自由を擔
保する所の一の提防として宗教法を制定せざれば甚だ不要
心なり、外國に對して近く締結したる外國條約の明文に於
ては日英條約を初めとして各種の條約悉く皆明に公私の禮
拜信教の自由を宣言せり、相互の國民は法律勅令規則の定
むる所により信教の自由を有することを規定しあれども我國
に於ては未だ曾て是等の規定あるを聞かず而も外國に向て
は法律勅令等あるが如くにして條約の締結をなしたるよ
り、故に外國に對して不面目の至りなり次に民法の第三十
四條には宗教による團體は法人たるを得ると明言しあるに

も拘らず其施行法の第二十八條に「當分の内神社、寺院、祠
宇、及佛堂には之を適用せず」と云ふことを規定しあるを
以て其結果耶蘇教の教會が法人たることを許さるゝも獨り
佛敎の寺が法人となること能はず甚だ不公平の處置と謂は
ざるべからず、是れ實に法文の不備より來るもの故此不備
を補ふ緊急の必要ある所以なり云々

彼は更に國家と宗教との關係を論じ前同様の事を繰返へせり
今は悉く之を記載するの要なし、宗教法案の必要人皆之を認
む、必要なるが故に杜撰粗漏の法文を以て今日之を發布する
の必要なるべし、彼れ一言の法案其者が完全なるを説かざ
るは吾人の遺憾とする所なり彼れの言稍々聞くべしと雖も意
氣甚だ壯ならず毫も滿場の同情を買はざるは固より其所なら
ひ、次で反對派を代表して登壇せしは

●都築馨六氏なり、吾人は左に其論旨の要點を紹介せん

本員は第一此案に賛成の理由を見るに苦しむものにして只
今賛成者の御一人は民法施行法の法人に關する規定は當分
の内神社佛堂等に適用せざるを以て不公平なりと云ふ、然
らば民法施行法第二十八條の中へ教會と云ふ字を入れる案
を提出せば其目的は十分に達せらるべし、又神佛兩教に關
しては何等の規定なしと論者は云へども維新以後習慣に習
慣を積み規定に規定を重ね或は布告或は布達と云ひ種々な
る規定を設けられたり獨り耶蘇教に關する規定なしと云ふ
か然らば耶蘇教の規定を設くるも可あらむ、元來耶蘇教は
昨年七月我が法權の下に立ち如何なる活動をなしつゝある

か、從て如何なる點か取締を要すべきや實際の事實は政府之を知るに由なからん凡を拘束すべき事實を知らずして拘束すべき規定を設くることは恰も泥棒の所在を知らずして繩を振り回すと同様の感あらむ

宗教法の制定は早晩之をなさざるべからず然るに此修正案の如きは第一條より第三十六條迄の間三四箇條を除く外悉く疑を容るべき餘地を存するものにして如此不備なる案は到底賛成すること能はず

第一先刻曾我君も云はれし如く甚だ不明瞭にして我々立法者も雖之を解するに苦む况や之に拘束せらるる僧侶を、例へば第一條、是は殆んど諸宗教派の死活に關する箇條にして同一宗派にして幾個の宗派に分裂し得るや否や、東本願寺ならば全國を五六個に區劃して一の宗派とありうるや否や實に佛教の死活問題に對して政府委員の説明は前後矛盾

少しも要領を得ず尙教規宗制と云ふ者は民法上の契約あるか、公法上の命令なりや其性質判明ならず、修正案の一人は之を契約の如きものなりと解し政府委員は教規宗制の命令なりと解せり、若し果して、命令ならむか公法上の規定たるとは免れざるべし宗教團體の憲法とも云ふべき教規宗制に就て公法上の規定なりや私法上の規定ありや又宗派の分裂等の大問題に付政府委員と特別委員との間に絶對的反對の解釋を見るが如き益々以て此案の不明瞭なるを證するに足らむ

第二此修正案は支離滅裂とやいはん例ば教會には地域を區

付ては從來の通りにして此法律の施行によりて其以前と其以後との區別はなし、分合の出來ざる規則も法律もなし明治十七年の布達第十九號は妄に喧嘩すべからずと規定しあり分合すべき道理あれば分合しても強て差支なからむ、併し妄に分合をなさざる事は適當の事にして此修正案も政府原案通りにして敢て分合をなさしむるものにあらず、此案の發表以來世間動搖し來り各宗僧徒狂奔し其擅信徒の集合すること夥し是れ何に由りて、然るか第一政府の原案不明瞭も一の責任を免れざるべく其次には法文を解釋する智識に乏しきと故らに法文を曲解して信徒や俗人を誘導し其勢力を利用して一の目的を達せんが爲めなり、其曲解の一二を擧げん曰く寺を單位とすることは不可なり曰く宗派を公法人とせざると曰く本山末寺の關係を打破すると曰く新來の宗教に制裁を加へざると等にして多くの人を惑はせり此

等の人ば此修正に凡て満足を得るならむ云々彼が諄々として説く所其熱心固より感すべしと雖も毒舌を弄するに至りては吾人遂に聞くに堪へざるなり、法文を曲解するもの彼にあらざして此にあらざるなきを得んや、此時議場の大勢は容易に耳を傾くるものなく反對派の氣焔頗に昂り或は冷評を加へ或は簡單々々と呼び議場は再び騒然の大活劇に入りぬ、「日本」予は此時の光景を寫すと詳なり曰く

「もう分つてゐる」ろく長くいふと又反對論をやるぞ「簡單々々」「タンカンに願ひます」「無用々々」「エヘン」「アーア」

如斯雖然たる音響は互に院内の空氣を混亂して騒々しき一

劃して認可を受くるとを規定せり、然るに結社の方は地域を區劃せずして直に認可を受くこととせり、然るに結社の認可を経ざる時は罰則を設け教會にして認可を受けざるときは罰則の規定なし恐くは忘却せられたるべし云々

實に前後不揃の法案也とて其他二三の例を示し更に述て曰く第三此法案が修正案通りに可決したらんには余は斷じて今日宗教界の秩序を紊亂するものなりと云はん佛教の例を以てすれば宗派の分合に付ては何等の規定する所を見ず、本案第一條に教會と寺とを包括したるものは宗派なりと規定せり然るに第十四條に於ては何人も此の宗派を願ふことが出來る事に規定せり必ずや第十四條に依て宗派の分離は當然免れざるべし分離は即ち宗教團體の靜謐上非常の影響を來し所謂宗教界の秩序を紊亂するもの現に先年曹洞宗の事例に照して明なり云々

進て此法案全體の評を下して曰く本來特別の性質を有する各宗教に向ひ十把一東大人も小人も男も女も同一の衣服を以て之を纏ひ上げんとす、其衣服や男服にあらざらず女服にも非ず羽織にもあらざらず、ちやん／＼服にもあらざる一種異様の裝束ならむと

浴々數千言或は各條に亘り或は大體を論じ議論精確言語明澈敵をして殆ど顔色なからしめぬ、同氏此日の演説は實に識者をして傾聴せしめぬ尙宗教委員會の事に付纏々述べられたれども今は之を省きつ最後に

松岡康教氏登壇原案維持説を述べて曰く宗派の分合の事に

方ならす、傍聴席亦「エヘン」「エヘン」の咳拂を和して、益々騒擾を極むるに流石の松岡始んて面を喰ひ意氣を殺がれ、其の説く所更らに議場に徹せざるにぞ、今は早やこれ迄とや思ひけん漸く退壇の逃げ仕度にかかりし、悔やしまぎれの死物狂ひ何やらツクツクサ向口説き立つるに、又もやワツツツの聲四方に起り谷子の如きは「エヘン」の度を越えてオオツツとばかりの大喝一聲、議長は面色朱を注ぎつ、「お静願ひます」と是亦大喝するもの再三、再四、誠に上院希有の活議場となりぬ云々

議場の騒然如斯なるを以て松岡氏は蒼遑として壇を下れり早くも討議終局の動議は小笠原子爵によりて出されぬ、採決の結果多數と宣告されぬ愈々本案の運命を決すべき生死の境に入りぬ、第二讀會に移す可や否やに付記名無記名の請求は贊否二派より請求せられたり、贊成派の松平氏は更に此の記名と無記名とを決するに無記名投票によるの請求を出せり、議長は先例なりとして此の要求を容れんとす、曾我子の如きは極力之に反對して曰く其先例は甚だ不法なる先例にして此際議場の多數を以て之を取消さんと望むと云へり贊否二派は火花を散らして争ひ議場の光景は恰も勇士の戰場に鏢を削りて雌雄を決するに異ならず憂然として響き轟然として應じ殆ど耳を聳せん斗りなり、内藤子爵は其無記名を決するに更に記名を以てするの請求をなすや贊成の聲は雷の如く起れり、贊成派の岡部氏の如きは松平氏に向ひ撤回を求め曾我子も席を離れて同氏にすゝむる所ありしも彼は頑として聞かざる如し

「もう分つてゐる」ろく長くいふと又反對論をやるぞ「簡單々々」「タンカンに願ひます」「無用々々」「エヘン」「アーア」

如斯雖然たる音響は互に院内の空氣を混亂して騒々しき一

劃して認可を受くるとを規定せり、然るに結社の方は地域を區劃せずして直に認可を受くこととせり、然るに結社の認可を経ざる時は罰則を設け教會にして認可を受けざるときは罰則の規定なし恐くは忘却せられたるべし云々

實に前後不揃の法案也とて其他二三の例を示し更に述て曰く第三此法案が修正案通りに可決したらんには余は斷じて今日宗教界の秩序を紊亂するものなりと云はん佛教の例を以てすれば宗派の分合に付ては何等の規定する所を見ず、本案第一條に教會と寺とを包括したるものは宗派なりと規定せり然るに第十四條に於ては何人も此の宗派を願ふことが出來る事に規定せり必ずや第十四條に依て宗派の分離は當然免れざるべし分離は即ち宗教團體の靜謐上非常の影響を來し所謂宗教界の秩序を紊亂するもの現に先年曹洞宗の事例に照して明なり云々

進て此法案全體の評を下して曰く本來特別の性質を有する各宗教に向ひ十把一東大人も小人も男も女も同一の衣服を以て之を纏ひ上げんとす、其衣服や男服にあらざらず女服にも非ず羽織にもあらざらず、ちやん／＼服にもあらざる一種異様の裝束ならむと

浴々數千言或は各條に亘り或は大體を論じ議論精確言語明澈敵をして殆ど顔色なからしめぬ、同氏此日の演説は實に識者をして傾聴せしめぬ尙宗教委員會の事に付纏々述べられたれども今は之を省きつ最後に

松岡康教氏登壇原案維持説を述べて曰く宗派の分合の事に

方ならす、傍聴席亦「エヘン」「エヘン」の咳拂を和して、益々騒擾を極むるに流石の松岡始んて面を喰ひ意氣を殺がれ、其の説く所更らに議場に徹せざるにぞ、今は早やこれ迄とや思ひけん漸く退壇の逃げ仕度にかかりし、悔やしまぎれの死物狂ひ何やらツクツクサ向口説き立つるに、又もやワツツツの聲四方に起り谷子の如きは「エヘン」の度を越えてオオツツとばかりの大喝一聲、議長は面色朱を注ぎつ、「お静願ひます」と是亦大喝するもの再三、再四、誠に上院希有の活議場となりぬ云々

議場の騒然如斯なるを以て松岡氏は蒼遑として壇を下れり早くも討議終局の動議は小笠原子爵によりて出されぬ、採決の結果多數と宣告されぬ愈々本案の運命を決すべき生死の境に入りぬ、第二讀會に移す可や否やに付記名無記名の請求は贊否二派より請求せられたり、贊成派の松平氏は更に此の記名と無記名とを決するに無記名投票によるの請求を出せり、議長は先例なりとして此の要求を容れんとす、曾我子の如きは極力之に反對して曰く其先例は甚だ不法なる先例にして此際議場の多數を以て之を取消さんと望むと云へり贊否二派は火花を散らして争ひ議場の光景は恰も勇士の戰場に鏢を削りて雌雄を決するに異ならず憂然として響き轟然として應じ殆ど耳を聳せん斗りなり、内藤子爵は其無記名を決するに更に記名を以てするの請求をなすや贊成の聲は雷の如く起れり、贊成派の岡部氏の如きは松平氏に向ひ撤回を求め曾我子も席を離れて同氏にすゝむる所ありしも彼は頑として聞かざる如し

「もう分つてゐる」ろく長くいふと又反對論をやるぞ「簡單々々」「タンカンに願ひます」「無用々々」「エヘン」「アーア」

議長は此時既に無記名説を宣告せり各手に汗して投票の結果を如何と待ちしに曠て議長の報告に耳を澄ませば出席總數二百二十一

無記名 百〇一
記名 百十七

にして松平説は見事に敗れたり於て是乎本案前途の勝算歴々たり續て第二讀會に入るべきや否やに付き記名投票の結果實に左の如し

出席總數 二百二十一
可とするもの 一百
否とするもの 百二十一

即ち茲に二十一の多數を以て昨年十二月以來紛擾の種子たりし宗教法案は上院に於て脆くも粉碎せられたり干時午後五時電燈益々煌々として目を眩せんとす拍手の聲樓上樓下に響き互り狂喜の状態に至りては吾人は茲に筆を擱き之を記せざる

東京市養育院

同院は東京市立に屬する慈善的社會事業にして常に窮民行旅病人棄兒孤兒等六百二十三人を收養せる所にして恰も救貧院孤兒院貧病院の三者を合併したるもの、如し明治五年創立以來昨三十二年の終りまでに救養したる窮民の數は六千二百八十四人棄兒千五百二人行旅病者四千四百三十二人合して一萬二千二百十八人にして之に費したる費用は新築費を除き二十九萬三千九百九十圓八十五錢七厘なりといふ同院が憐むべき下層社會の人民に與へたる功益も亦偉大なりといふべし

同院は小石川大塚辻町に在りて敷地一萬三千餘坪家屋は千六

百四十八坪餘之に現今建築中なる感化部のものを合すれば千七百五十坪に達す先院内實況の概略を記せば門を入り正面玄関を登れば事務所、應接所、委員會室、婦人慈善會室、宿直室、使丁室等ありて事務所より廊下を一直線に南すれば幼童室、幼稚室の二棟あり幼稚室は中央に保母室あり其兩側に於る室には學齡以下の幼稚の男兒を總ての女兒凡百名のものが起居せる所にして爰には十五六名の保母が彼等の世話を爲しつゝあり其保母は三名乃至四名を一組とし衣服方、食餌方、掃除方、運動方、の四組に分ち外に二名の看護婦保母正副長ありて室内を管理せり其方法は衣服方は終日衣服に關する事を司り食餌方は食餌を司り掃除運動何れも其名の如く其事を分擔し看護婦は常に兒女病者の有無を檢し外療を司り醫局病室等の交渉を受け持ち長副長は幹事等の指揮を受けて之を監督す此室には哺乳兒あり漸く歩行するものあり能く奔走驅馳するものあり啞兒あり盲兒あり何れも頑是なき無我の小兒の父も母もなき者のみ六百餘の在院者は何れも可憐ならざるなきも可憐中の可憐なるは此室に過ぎたるはなかるべし

其前に當て幼童室あり是は學齡以上の男兒の起居する所にて七十餘名あり其管理法は粗前に同じきもの、如し夫より十五六間を隔て、學校あり幼童手工場あり入院兒童の學齡者皆之に入りて教育手工を授けらる目下就學者は百餘名なりといふ此外に盲啞の兒女十餘名は盲啞學校に通學し女子三名は帝國婦人協會の手工學校に寄宿して教育を受けつゝあり學校より西廊下二十餘間にして目下建築中に屬する附屬感化部あり

市中に在る浮浪幼年を集めて感化教育するの目的にて増築せられつゝあるものなるが五十名を入るゝの場所は九分通り工を竣りて來る四月より其收養に着手する筈なりとかや幼童幼稚兩室の間に童幼食堂あり之に隣りて被服受渡所あり院内各室に要する被服類は此處にて日々受渡を爲ものと知らる事務所より北に一直線の廊下を行けば男健康室二棟あり此處には二百餘名の男子の不具癡疾老衰者等凡そ世の中のあらゆる困窮の状態を集め盡したる場所と見ゆ此中には舊幕時代には殿様と呼ばれ萩原伊豆守の果もあり世が世であらんに貴公子と仰がるべき浦賀條約全權委員たりし外國奉行井上信濃守の嫡孫などもありとかや此廊下續きに浴場炊事場大人食堂炊事部屋などあり事務所に續きて醫局藥局事務員醫員の宿直所手術所診察所あり之に續ける南北の廊下六十餘間の間に男病室二棟幼童病室婦人病室あり男病室女病室は重に十五區九郡より送り來れる行旅病人にして他は窮民中の病者なり各病室を通り抜けければ爰に婦人健康室あり是も男室と同じく婦人の不具癡疾老衰等にて親戚も故舊も扶助を仰ぐべき人なきあはれ果敢なき人々の集なり婦人室の前に二階建の婦人手工場あり女子が入院者に要する洗濯又は裁縫を爲す所なり洗濯に従事するものは多くは若き啞女なりと云ふ

院の東北隅に掛け隔りて二棟の室あり一を隔離室と呼び一を避病室といふ隔離室は始めて入院せるものは大人も小兒も病者も健康者も皆一度は一週間づゝ此室に入りて病氣の有無及び病氣の種類を診斷せられ若し八種傳染病の中ならんには直

に避病院に送り左なきものは各本室に移さる避病室は院内に起りし傳染性に疑はしきものを一時爰に移して診斷し傳染病と決すれば直に避病院送くる何れも院内に傳染病を傳播せざらしむるが爲の豫防に要する室なりとぞ外に男子の工場二棟物置土藏米庫及び七十餘坪の教會室あり此堂こそ入院者を慰め又は教化すへき爲に東京各宗寺院及び佛教信徒の有志者より建築寄附せるものにて毎日曜日には大谷派本願寺より出張教化を爲せるは創立以來の事なりとぞ又毎月廿日には四恩爪生會の婦人達の集ありて高僧碩徳を聘して法會講話の營みと入院者に施齋を爲すの舉は昨年春より始られにき是れ同院實況の概略なるが以下同院の沿革及資金等の事を略記せん

今を距る事百餘年寛政年中幕府の閑老松平越中守定信(樂翁公)江戸の町費を節儉して四年に金四萬兩を贏し之を十分して其一を市の備金とし其二を各地主に返し其七を町會所に積立てて以て救荒の豫備と爲し之に加ふるに官金一萬兩を以して其増殖を謀らしむ所謂江戸の七分金はなり王政維新の際此積金で數百萬圓に上れりといふ明治五年營繕會議所を東京に設置するに當り此七分金の殘餘を以て之に交付し市内諸修繕費の基本と爲し會議所をして之を管理せしめたり尋で他の必要なる市務をも該金にて處辨するに至り明治五年道路に餓季と

加へて此に移したり實に明治六年二月五日なり其費用は同會議所の資金を以てし且其事務一切を管理せり是れ實に東京市

養育院の濫觴なりとす

然るに明治九年五月二日東京市會議所は閉鎖して其事務を東京府廳に還致するに至りたるを以て同院が府廳の直轄に歸したるも經費は依然として七分金に仰ぎ明治十二年に及びたるが同年府會の開かるゝに當り終に府會の議決を以て地方税の支辨する所となるに至り六年間之を繼續したりしが明治十五年府會は自今窮民は新に入院せしむる事を止め從來の入院者は勉めて出院を促し漸次全院を廢止すべしとの事を議決したりしかば全院は止むを得ず漸次入院者を出院せしめられざるも無告の殘留者は十八年に至りて尙ほ百五十人を數へぬ此輩を驅逐して出院せしめたらんには皆道路の餓殍となるのみならず若し全院を閉鎖したらんには將來府下無告の窮民は何れの所に向て救助を求めべきか明治七年以來現今に至るまで二十七年間或は會議所の頭分として全院を長又は常設委員長として全院の爲に鞠躬盡力せられし濫澤榮一君は大に之を愛ひて時の府知事に向ひて懇々建議する所あり府知事も之を容れて之を府會に諮りたるに府會も全院長の議を採り遂に地方税支辨を離れて局面を一變し獨立するの運には至れるなり

皇后陛下全院獨立の舉を聞き召て年々六百圓を下賜せられ又東京府知事の夫人濫澤院長の夫人及全院の委員となりたる三井三郎助、伊達宗城、松平定教、青地四郎左衛門、橋本綱常、大倉喜八郎、福地源一郎、沼間守一、河村傳衛、諸氏の各夫人令嬢等主唱となりて養育院婦人慈善會なる一團體を組織し

年々慈善會を開きて全院の基金を募集寄贈するの舉を設けたる向三十二年より
皇后陛下より年金二千圓宛下賜あらせらるゝ事となれり且つ市内は云うも更なり府下他府縣の有志慈善家續々起て義金を寄せ明治廿二年には十三萬餘圓の基金を積むに至れり全年市制の施行に際し遂に東京市の所屬とはなりぬ
明治十八年よりは府下の行旅病者を全院へ委託治療せしむる事となり翌二十九年より府下の棄兒孤兒を囑托して救養せしむる事となり以て今日に至れり要する所全院の窮民は院の基金金利子を以て教育し行旅病者棄兒は府又は市より實費を支給せられて救養するものとす故に今や基金十七萬餘圓にして利子一萬圓内外なるも尙年々三萬圓内外の歳出入を以て經濟をたて居れりといふ

- 一金五圓也 三河 惠真會殿
- 一金貳圓也 越中 五十嵐成滿殿
- 一金三拾錢也 廣島 灘尾晃壽殿
- 一金拾圓也 筑後 米田榮次郎殿
- 一金拾圓也 伊勢 日野法雷殿

右御寄附を辱うし茲に謹て感謝の意を表し候也

◎宗教法案贊否人名 貴族院に於て否決せられたる宗教法案贊否の人名は左の如し長者議員の原案に贊成者多きは竊に余輩の意外とする所なり

反對者 (百二十一名)

贊成者 (百名)

- (九一) 報時教政
- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 石井忠恭 | 富田鐵助 | 久保田俊 | 紀井忠 | 酒井忠 | 杉井忠 | 本多文 | 西五文 | 柴原文 | 宮崎小 | 尾崎三 | 丹羽長 | 入江守 | 舟橋賢 | 新莊直 | 内藤政 | 山藤政 | 大久保 | 内田正 | 京極高 | 竹内忠 | 松平利 | 前田利 | 會我利 | 大村純 | 大原重 | 二條基 |
| 都築馨六 | 森眞茂 | 谷親男 | 生野長 | 平野光 | 南野利 | 金子隆 | 中御門有 | 名村泰 | 中島錫 | 伊丹重 | 高野宗 | 山井兼 | 梅小路定 | 久留島通 | 小笠原直 | 鍋島直 | 大田原一 | 松平承 | 大河内正 | 久世通 | 京極高 | 堤功 | 立花種 | 德川達 | 勸修寺顯 | 長谷信 |
| 兒玉淳一郎 | 馬原禮 | 何慶之 | 眞田幸 | 高崎安 | 新田忠 | 菊池武 | 安藤直 | 村田保 | 金子堅 | 神野廉 | 牧野篤 | 松平直 | 稻垣太 | 黒田和 | 本莊壽 | 鳥居忠 | 鍋島直 | 青島幸 | 戸田忠 | 唐橋在 | 細川興 | 山本實 | 平松厚 | 谷千城 | 清水久 | 久我通 |
| 熱海孫十郎 | 山中元 | 西島亮 | 辻健 | 岩倉具 | 島津珍 | 玉津真 | 伊達宗 | 小澤武 | 野村素 | 永井尚 | 青木信 | 千種有 | 戸田忠 | 松平義 | 京極民 | 板倉高 | 山極達 | 弘勝達 | 一柳末 | 野宮政 | 仙石教 | 錦織宣 | 伏原久 | 鍋島直 | 立花長 | 黒田治 |
| 中山文樹 | 野池長 | 野村恒 | 井狩左 | 中西光 | 秋月新 | 田中綱 | 木下廣 | 折田平 | 沖田守 | 松本固 | 兒玉少 | 小早川四 | 長松四 | 田尻稻 | 中村元 | 岩村高 | 古市威 | 松平直 | 渡邊清 | 辻新次 | 岡部長 | 吉井幸 | 徳川家 | 徳川達 | 壬生基 | 正親町實 |
| 山本秀忠 | 菅野傳 | 赤澤伊 | 下田幸 | 山田卓 | 穂積八 | 澤橋新 | 高橋武 | 菊池正 | 武井重 | 小原元 | 渡利五 | 毛利精 | 木梨一 | 時任爲 | 園安賢 | 船越安 | 北垣國 | 清浦素 | 堀取吾 | 堀田正 | 廣澤金 | 廣澤金 | 廣澤金 | 廣澤金 | 廣澤金 | 廣澤金 |
| 斯波與七郎 | 松永安 | 海江平 | 五十嵐 | 住友吉 | 宮島誠 | 磯邊包 | 堀島武 | 鮫島忠 | 内海定 | 湯地兼 | 高木寛 | 寺島秋 | 平山成 | 小牧昌 | 調所廣 | 赤松則 | 三好退 | 岡内重 | 岡好俊 | 久松弘 | 長岡美 | 長岡美 | 長岡美 | 長岡美 | 長岡美 | 長岡美 |
| | 八坂甚 | 色部義 | 白井儀 | 三田篤 | 三田篤 | 兒玉利 | 大川謙 | 平野東 | 南郷光 | 石井省 | 吉川重 | 有品允 | 鈴木大 | 渡邊千 | 鍋島秋 | 伊藤雋 | 松岡康 | 本岡親 | 相田良 | 伊東祐 | 伊東祐 | 伊東祐 | 伊東祐 | 伊東祐 | 伊東祐 | 伊東祐 |
| | 田勝太郎 | 八坂甚 | 色部義 | 白井儀 | 三田篤 | 兒玉利 | 大川謙 | 平野東 | 南郷光 | 石井省 | 吉川重 | 有品允 | 鈴木大 | 渡邊千 | 鍋島秋 | 伊藤雋 | 松岡康 | 本岡親 | 相田良 | 伊東祐 | 伊東祐 | 伊東祐 | 伊東祐 | 伊東祐 | 伊東祐 | 伊東祐 |

本部廣告

前號社説宗教法案反對意見の續稿を掲ぐべきの所既に冊子として出版致候に付從來の購讀諸君に限り一部宛御郵送致置候尙本誌來る四月一日よりは期日を誤らず無相違發行可致候右御承知被下度候

大日本佛教徒同盟會出版部

宗教法論纂

壹部郵税共
金拾錢

宗教法反對意見

壹部郵税共
金五錢

耶蘇教非公認論

本書は品切に付自今需に應し兼候

大日本佛教徒同盟會出版部

故老川古河勇君遺稿出版致度候に付同人

生前の先輩知人諸君は應分の御寄附相成度候也

發起人(いろは順)

- | | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|-------|
| 秦 敏之 | 西 依一六 | 寶 閣 | 善 敬 | 堀 謙 徳 |
| 北 條 大洋 | 堀 田 延 千 代 | 痴 山 義 亮 | 近 角 常 親 | |
| 梶 寶 順 | 高 橋 順 次 郎 | 田 代 尚 樹 | 土 屋 隆 敬 | |
| 梅 原 融 | 梅 田 謙 敬 | 真 岡 湛 海 | 藤 井 宣 正 | |
| 安 藤 正 純 | 麻 田 駒 之 助 | 境 野 哲 海 | 酒 生 惠 眼 | |
| 佐 竹 潤 海 | 清 水 哩 爾 | 島 地 雷 夢 | 杉 村 廣 太 郎 | |

一 義金受取切時期は五月三十一日迄に願上候

一 義金届は先きは左の所宛麴町郵便支局振込の事

東京市麴町區上六番町八番地

杉 村 廣 太 郎

一 尙三十錢已上御寄附の方へは遺稿出版の上進呈可致候也